検討対象水域(東京湾)に係る特別域の指定について(案)

1. 特別域の基本的な考え方

特別域は対象水域に生息する水生生物の産卵場又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域である。

海域における特別域の指定については、自然現象などにより、生物が利用する水域の構造が変化することなどを踏まえ、法令等により、産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている場所であり、実際にそれらの場所として調査保全活動などにより産卵等の実態が把握されている水面のほか、恒常的に産卵場等として重要な水域であって実際に産卵がおこなわれていることが、漁業関係者、NPOあるいは行政等により確認されている水面とする。具体的な水域としては以下のとおり。

- ① 水産資源保護法に基づき、水産動物が産卵し、稚魚が成育等するのに適した水面で保護等のために必要な措置を講ずべき保護水面に指定されている水域
- ② 保護水面に設定されていない水域であっても、漁業関係者等によってこれ と同等以上に産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている水域。
- ③ 地形、水質、底質及び藻などの沿岸の植生などが当該魚類の産卵場等として適した条件にあり今後ともその条件が保たれうる水域。

なお、水産資源保護法第4条に基づき、県の規則等により設定されている禁止区域については、河川湖沼の場合と同様に取り扱う。

2. 特別域の指定を検討する水域

(1) 保護水面の設定状況

東京湾では保護水面の設定はない。

(2) 関係者により特に保護されている水域の状況 東京湾ではこの水域に該当するものはない。

(3) その他産卵等に適した水域の状況

日本近海に生息する内湾性の魚介類は、産卵場及び生育場として干潟、藻場、浅場及び珊瑚礁を利用するものが多い。東京湾においてこれらの場に該当しかつ一定の広がりを持つ水域として、三番瀬、盤洲干潟(アマモ場を含む)、富津干潟(アマモ場を含む)、東京湾奥部等の浅場(おおむね水深 30m 以浅)、三浦半島東沿岸部の浅場、内房沿岸部の浅場、三浦半島東沿岸部の藻場があげられる。

水質について、東京湾では貧酸素水塊の発生が問題となっている。この貧酸素水塊の発生時期はおおむね春から秋であり、2005年では4月から11月に発生している。貧酸素水塊の発生する水域は月により変化するが、アクアライン周辺から北部の湾奥部で干潟などごく浅い一部の水域を除くほぼ全域にわたっており、産卵場及び生育場としては適さない条件となっている。

東京湾における主要魚種の産卵等の状況については、漁獲量が他と比べて多い水

域を産卵場等とみなすと、平成 11 年に水産庁等が実施した漁場環境・水産資源状況把握調査から、スズキ、ヒラメ及びマダイは三浦半島東沿岸および富津岬より南の内房沿岸の浅場で、イシガレイは三番瀬等で、マコガレイは富津岬より南の内房沿岸の浅場等で、メバルは三浦半島東沿岸の岩礁性の藻場及びその周辺の浅場等で、アサリ及びバカガイは三番瀬、盤洲干潟、富津干潟で産卵等していると考えられる。

また、環境省が平成 15 年度及び 16 年度に実施した東京湾沿岸域における魚卵及び稚仔魚の調査結果から見て、三浦半島沿岸の岩礁性藻場及びその周辺の浅場、三番瀬、盤洲干潟及び富津干潟の周辺は、魚類の産卵場や着底場として利用されていると考えられる。

国土技術政策総合研究所が平成14年度及び15年度に実施した東京湾沿における 魚卵及び稚仔魚の調査結果から見て、イシガレイは三番瀬及び盤洲干潟の周辺海域 を主要な産卵場及び着底場として利用していることが推測され、その他、スズキ、 マコガレイ、ヒラメ、マダイ、メバルは東京湾のいずれかで産卵がされていると推 測できる。

さらに、漁業者及び水産研究機関へのヒアリングから、三番瀬はイシガレイ及びマコガレイの産卵場及び稚仔魚の成育場として利用されており、富津干潟もメバル等の有用魚類の成育場等として利用されているものと考えられ、また、三浦半島沿岸の岩礁性藻場は、多くの魚介類の産卵場及び成育場として、内房沿岸の藻場はメバル等の産卵場及び成育場として利用されているものと考えられる。

3. 特別域の指定の検討

上記2.(3)から、一定以上の広がりを持つ干潟、藻場、浅場等一般的に産卵場、稚仔魚の生育場として重要と考えられる場であって、魚卵や稚仔魚の出現状況や主たる漁場の分布等から見て、産卵及び稚仔魚の育成の場として重要である水域として、三番瀬、盤洲干潟(アマモ場を含む)、富津干潟(アマモ場を含む)、三浦半島(猿島周辺から三浦市剣崎間)の岩礁性藻場およびその周辺の海域、内房沿岸(富津岬周辺から富津市と鋸南町の境界周辺までの間)があげられる。これらの水域を生物特Aに指定することが適当である。

なお、アクアライン周辺より北側に広がる浅場については、上層部では幼稚仔の 浮遊も確認されることから、本来であれば産卵場または稚仔魚の生育場として有用 な水域であると考えられるが、現在は貧酸素水塊の発生のため、産卵場・生育場と しての機能が十分に発揮されていない状況であり、今後 DO 等の水質の改善状況に 留意していく必要がある。

また内房の鋸南町より南の沿岸の藻場、浅場については産卵場・生育場として有用な水域であると推測されるが、現在のところ産卵等の実態を示すデータがないことから、今後これらの水域に留意して調査を実施する必要がある。